



合理的配慮の提供に関する大学生の意識に関する一考察

幼児教育コース 柳生 風夏

(指導教員 眞城 知己)

問題の所在と目的

国連の障害者の権利に関する条約は2006年に発行され、日本政府は2014年に批准した。とくに教育に関する分野においては、インクルーシブ教育の推進と合理的配慮の提供が大きな話題となった。

障害者権利条約第2条によれば、「合理的配慮とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう(外務省訳)」とされている。合理的配慮の考え方を理解するためには、「各国における障害者差別禁止法にかかわる視点とインクルーシブ教育施策にかかわる視点」を理解することが必要であるとされる(眞城,2011)。労働分野での合理的配慮は「障害」を有することだけでなく、職場で求められる能力を有することが前提とされるため、必ずしもすべての障害者が対象となるわけではない。(Qualified Individualとみなされることが必要)

日本の学校教育制度はすべての子どもが対象であるので、労働分野とは異なり、すべての障害のある児童生徒が対象となることはいうまでもない。しかしながら、日本語の「合理的配慮」の訳語の問題に端を発して保護者や教員にも本来の意味には含まれない「配慮」であるのとらえ方が拡大しているようである。情緒的なニュアンスのある「配慮」としてみなされてしまうと、たとえば、他の子どもに比べて成績の良好な障害児に対する合理的配慮の提供の責任が適切に意識されなくなる危険性があるのではないだろうか。これが主題に関する問題意識である。

方法

対象:

教員養成系学部 に所属し、かつまだ合理的配慮の考え方について学習を始めている大学1年生 135名

調査期間: 2022年5月

調査票:

眞城が2011年に作成した合理的配慮に関する質問紙を使用した

各調査項目は、インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)に掲載されている肢体不自由児を対象にした合理的配慮の提供事例の中で示されていた内容を単純化して7項目で構成した。

具体的には、下記のような内容で調査票を作成した。まず、「脳性まひによる肢体不自由のある児童Aは、小学校の通常学級での学習活動に参加しています。この児童は、自分でノートをとることや、教科書を自力でめくる等の動作に困難があり、次の7点に対応してほしいとの要望がありました。この児童は、学習面において大きな遅れを生じています(調査票Bでは、アンダーラインを引いた箇所は、教科学習においては他の児童よりも全般に良い成績を修めています)」との教示文を冒頭に示したうえで、以下の7項目について、それぞれ「5 用意すべきである」、「4 用意したほうが良い」、「3 どちらともいえない」、「2 用意しなくてもよい」、「1 用意すべきでない」の5段階で評定してもらうように調査票を構成した。(各項目内容は下記Tableを参照)

調査方法:

授業時に調査票を配布し、その場で回収した。回答自体は任意であることを説明して、同意のあった学生から回答を得た。

集計方法:

エクセルにデータを入力した後、SPSSを使用して集計・分析を行った。

分析方法:
1〜5までの5段階で尺度を作成した質問の各項目について平均値と標準偏差を算出した。つぎに平均値の降順に各項目を並べた。ついで、学習に遅れのある場合と学習成績が他児よりも良い場合で違いがあるかどうかをT検定を使用して分析した。

結果と考察

Table 1を見るとすべての項目において全体的に平均値が高く、基本的にはどの内容も合理的配慮として用意すべきであると考えられていることがわかる。特に用意すべきであるとの多くの学生が評価していたのは、「書見台や車いす専用の机の用意(遅れあり)」と「筆記しやすいような自動具の用意(遅れあり)」であった。これらは学習活動に参加する上で最も基本的なもので、それが用意されなければ当該の肢体不自由児は授業に参加することが困難となる、必須の要素であるともみなされているためであろうと考えられた。質問項目の中でもっとも平均値が低かったのは「単元テストや期末テストにおける試験時間の延長」で、テストについては他の児童と同じように受験することがよいと考える回答者が一定数いたことが影響していると考えられた。

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
書見台や車いす専用の机の用意(遅れあり)	135	1	5	4.48	0.929
筆記しやすいような自動具の用意(遅れあり)	135	1	5	4.41	0.972
支援員によるノートテイク等の支援(遅れあり)	134	1	5	4.23	0.988
担任による当該児童専用の補助プリント等の用意(遅れあり)	135	2	5	4.22	0.835
解答語句をシールで貼れば解答できるように対応(遅れあり)	134	1	5	3.85	1.134
PC・タブレット等の補助機器の用意(遅れあり)	135	1	5	3.73	1.175
単元テストや期末テストにおける試験時間の延長(遅れあり)	135	1	5	3.55	1.201
有効なケースの数(リストごと)	132				

Table 2を見ると平均値が高い項目もあるが低い項目もあり、内容によっては合理的配慮として用意しなくてもよいと考えられていることがわかる。

特に用意すべきであると多くの学生が評価していたのは、「筆記しやすいような自動具の用意」と「書見台や車いす専用の机の用意」であった。次いで平均値が高かったのが、「支援員によるノートテイク等の支援」、「PC・タブレット等の補助機器の用意」、「解答語句をシールで貼れば回答できるように対応」であった。これらは授業中の支援にかかわる内容であり、授業場面での対応の必要性の中でも基本的な学習環境を整えることの必要性への意識が高いことが伺われ、良い成績を修めている生徒も学習に後れを取らないために欠かせない内容であると考えられていたものと解釈できる。

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
筆記しやすいような自動具の用意(成績良好)	133	1	5	4.31	0.986
書見台や車いす専用の机の用意(成績良好)	134	1	5	4.31	1.057
支援員によるノートテイク等の支援(成績良好)	134	1	5	3.53	1.278
PC・タブレット等の補助機器の用意(成績良好)	133	1	5	3.39	1.186
解答語句をシールで貼れば解答できるように対応(成績良好)	133	1	5	3.10	1.348
担任による当該児童専用の補助プリント等の用意(成績良好)	134	1	5	2.95	1.165
単元テストや期末テストにおける試験時間の延長(成績良好)	133	1	5	2.65	1.268
有効なケースの数(リストごと)	130				

Table 3を見ると効果量の差はあるが学習に遅れのある児童に比べて成績良好の児童のほうが平均値が低かった。成績によって合理的配慮として用意すべきかすべきでないかの判断が変化することがわかる。成績の良し悪しで効果量が小さかったのはペア4「書見台や車いす専用の机の用意」とペア5「筆記しやすいような自動具の用意」であった。これらは肢体不自由児は授業に参加することがそもそもできず、成績にかかわらず必要だと評価されたためであろう。他方、特に両群間で平均値の差が大きかったのは、ペア6「単元テストや期末テストにおける試験時間の延長」や、ペア3「担任による当該児童専用の補助プリント等の用意」などである。ペア6は学習に遅れのある児童がどちらともいえないのに対し成績が良好な児童は特に必要ないと考えられており、この差につながったと考えられる。ペア3は学習に遅れのある児童には用意すべきだと考えられているのに対し、成績良好な児童には用意しなくてもよいと考える回答者がいたためと考えられた。

総合考察

例えば私が小学生のころ、同じクラスに学習の遅れがあり特別な支援を必要とする児童がいた。教師は学期初めにその児童の病状と、どのようなサポートを必要としているのかをクラス全員がわかるように説明し、みんなも協力しながらその児童のサポートを授業内外で行っていた。もちろんみんなに公表するかどうかはその児童と話し合い、児童の意見を尊重したうえで対応であった。このように配慮するということを説明する機会が子ども大切なことだと実体験で学んだ。実際、私たち児童の中で「どうしてあの子だけ特別扱いされているのか」と言っている児童はいなかった。あの機会がなければ周囲の児童は理解できず、教師の行動は反感を買いじめにつながってしまっていたかもしれない。このような配慮の仕方を実際に教師になってから考えるのでは遅いのではないだろうか。日々忙しい業務の中で細やかな対応まで気を回せるとは思えない。だからこそ学生のうちに事例や対応を学び、自分ならどのような対応をするのか考え、当たり前のこととして身に着けておくべきである。また、障害の有無にかかわらず、学習に遅れのある子どもすべてに対応できる支援が必要であると考ええる。

家庭環境や学校内での人間関係などによる精神的問題、さらに特に理由はないが勉強がただただ苦手だという児童もいるだろう。学習についていけないストレスから不登校につながってしまったという児童の加害者側になってしまったりと学習面以外での問題も発生することになるかもしれない。各児童の学習スピードには違いがあるのは当然なのに、決められた内容を学期内に終わらせなければならないという都合で子どもを振り回してしまっているのか。このような事態を防ぐにはどのような事情であっても子どもに寄り添い配慮、支援するのが教師の務めであると考ええる。授業内でできる支援として、わかりやすいプリントを配布したり、保護者との連携を取り、児童に復習のしやすい教材を渡し、自宅でもできるような学習方法を伝えたりもできる。また授業内でできる支援の他に、例えば特別な教室を設けて児童一人一人のペースに合わせた個別・少人数授業を充実させることも考えられるだろう。

このように障害の有無にかかわらず、すべての児童に合わせた学習支援をすることで、初めて差別なく平等に合理的配慮の提供ができる土台が完成するのではないだろうか。

	平均値	度数	標準偏差	平均値の標準偏差	相関係数	片側 p 値	両側 p 値	t 値	自由度	片側 p 値	両側 p 値	効果量
ペア1 支援員によるノートテイク等の支援(遅れあり)	4.23	133	0.989	0.088	0.670	0.000	0.000	8.389	132	0.000	0.000	0.59
ペア2 PC・タブレット等の補助機器の用意(遅れあり)	3.71	133	1.178	0.102	0.715	0.000	0.000	4.179	132	0.000	0.000	0.34
ペア3 担任による当該児童専用の補助プリント等の用意(遅れあり)	4.22	134	0.835	0.072	0.267	0.001	0.002	11.848	133	0.000	0.000	0.72
ペア4 書見台や車いす専用の机の用意(遅れあり)	4.48	134	0.924	0.080	0.723	0.000	0.000	2.889	133	0.002	0.005	0.24
ペア5 筆記しやすいような自動具の用意(遅れあり)	4.41	133	0.970	0.084	0.729	0.000	0.000	1.685	132	0.047	0.094	0.15
ペア6 単元テストや期末テストにおける試験時間の延長(遅れあり)	3.55	133	1.209	0.105	0.607	0.000	0.000	9.459	132	0.000	0.000	0.64
ペア7 解答語句をシールで貼れば解答できるように対応(遅れあり)	3.85	132	1.136	0.099	0.653	0.000	0.000	8.061	131	0.000	0.000	0.58
ペア8 解答語句をシールで貼れば解答できるように対応(成績良好)	3.11	132	1.340	0.117								効果量大